

2011年(平成23年)
6月15日 第182号
毎月3回 5・15・25日発行

高齢者住宅新聞

第5回 都の独自基準、明暗分ける

「行政の過剰介入だ」 降格。制度化が幻と化した
5月28日、都内で開かれた保健・医療・福祉サービ
ス研究会(東京都千代田区)
主催のセミナーでの一幕
だ。東京都が設けた宿泊付
きデイサービスの独自基準
について、ジャーナリスト
の浅川澄一氏が都の平山信
夫介護保険課長に噛み付い
た。

東京都では、5月1日より、デイサービスで1ヶ月に5日以上「お泊り」サービスを提供する事業者に対して、基準を設け、さらに届出・公表制にしている。その背景としては、昨年宿泊付きデイの制度化が浮上したものの、モデル事業にも多い数字(平山課長)

介護保険の 論点

デイ連泊利用者の受け皿 早急に

だ。
都では3年前ほどから宿泊付きデイの存在を認識しており、あくまでも自主事業として行っているため、行政の関与は出来ないと考えていた。しかし、度重なる事故事例の報告を受け、野放しにはおけないと基準策定に踏み切ったのだ。

「しかし浅川氏をはじめ、都の宿泊付きデイの半数を運営する日本介護福祉グループ(東京都墨田区)の小柳社社長らパネリストが反論。小柳社長は「基準を設けることはいいことだが、現実的に長期利用者の受け皿をどうするのか。早急に対策を講じてほしい」と訴えた。

都の調査によると、就寝時に男女の寝室を分けていない事業者が3〜4割、またケアマネからの聞き取りで宿泊サービスの利用者のうち、約3割が30日以上連続利用している実態が浮か

び上がってきた。
平山課長は「基準を設けて届出制にすることで、実態がオープンになり、利用者の安全確保にもつながる事態も考えられる。また平山課長はこうも話している。「東京都は特に宿泊付きデイサービスをを行う事業者が多い。小規模多機能の整備も進めなければならぬが、宿泊付きデイサービスが小規模多機能の代替になってしまっているという印象がある」。

現在、都では都心部で不足している小規模多機能整備のための補助金や開設促進のための策は考えられておらず、完全に蚊帳の外だ。

おらず、完全に蚊帳の外だ。